協業化による早期漁業再開を目指すＲ漁協の取組み

――共同経営の伝統を活かした漁業復旧――

2012.2.21

農林中金総合研究所
専任研究員 鴻巣 正

１ はじめに

Ｒ漁協は、大船渡市三陸町の南部地域を管内とし、定置網漁業の共同経営の伝統がある漁協である。1960 年代以降、ワカメ養殖を基幹養殖業に発展させると共に、ホタテとホヤ養殖を取り入れ、漁家の収入安定をはかってきた。管内の漁家は、アワビ、ウニを中心とする採介藻漁業とワカメ・ホタテ・ホヤ養殖を核とする沿岸漁業を拠り所として、組合員組織の強固な地域である。

震災後、漁協がまず取り組んだのは、組合員の安否の確認と漁船を中心にした被害状況の把握である。漁船や養殖施設が全壊するなか、漁協では1日も早い漁業再開を目指して、協業化による復旧も進めている。

本稿では、強固な組合員組織の伝統を活かし、各種の補助事業を導入して早期漁業再開を目指すＲ漁協の取組みについてレポートした。

２ 漁船の確保対策

（1）共同利用漁船の申請

Ｒ漁協の管内では、約 610 隻の漁船のうち、8割を超える漁船が全損となった。豊かな漁業資源を活かすため、組合員からは共同利用漁船の希望が強く、新造船の希望は 323 隻、中古船購入が 111 隻に及んでいる。

漁協では、優先順位を小型漁船（船外機船）とワカメ養殖用の漁船に置き、今年度の申請は、5トン未満の新造船で約 317 隻を見込んでいる。

中古船の取得はむずかしく、修理の困難な漁船が多く、新造船で対応せざるをえず、注文は 2013 年までずれ込まざるを得ない。

（2）組合員への説明

漁協では、共同利用漁船の申請にあたって、組合員に対し9地区で地区説明会をおこなった。

漁船の登録は漁協名義になり、漁協で資産計上する。漁協の保有は5年間で組合員には早期取得の希望が多い。漁船は漁協の所有となるが、利用料はまだ決めていない。手数料、減価償却等をどうするかという細かい点も残る。

３ 採介藻漁業（アワビ・ウニ漁）の復旧

Ｒ漁協の組合員 475 名（2011 年3月末）のうち、約 400 名が、アワビ漁に従事していた。例年、11 月から 12 月にかけてアワビ漁を解禁するが、今年は船が 80 隻ほどしか準備できないため、解禁を見送った。地区によって、被害の状況が異なり、理事会や運営委員会で協議して決めた。

5月から7月にかけては、漁船がなかったので、ウニ漁はできなかった。ウニはむき身出荷で、滅菌処理や出荷条件を整備しなければならなかったので、その時点での再開は不可能だった。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

4　ワカメ養殖の復旧

（1）ワカメ養殖の復旧

管内では 124 名の漁業者が、ワカメ養殖に従事していたが、今回は 85 名に減少する。採介藻とワカメの養殖を兼業している漁業者が多い。今までは、各個人でワカメ養殖をおこなっていたが、地区によっては協業体での再開となる。

ワカメ養殖の施設は、2,173 台の養殖施設があったが、わずかな施設、資材しか残らなかった。現時点で7割ほど復旧したが、アンカーブロック、ロープ、浮玉等の資材供給が遅れ気味で、ぎりぎりという状況での再開である。

（2）協業化に向けた調整

協業体の単位は、集落の養殖組合である。集落の組織と組合員組織が融合したようなものである。養殖組合は漁協の下部組織で、大筋は各地区の養殖組合で決めている。

グループでの作業は、各地区養殖組合で決める。協業化の範囲は、各地区によって異なる。刈取りは協業、間引きは個人など作業によって異なる。

ワカメの養殖施設は、従来、アンカーブロックと碇網は漁協の共同利用施設、海面の施設は個人所有であったが、今回は両施設を補助事業で購入整備し、共同利用施設とした。台数の配分は、漁協が希望台数を取りまとめ、適正配分を行い、協業化での養殖施設の利用は各地区の養殖組合にまかせた。

（3）収益の分配

ワカメ養殖は、個人による収量の格差が大きい。品質等級による格差もある。収益分配の仕組みは、集荷したワカメを県漁連の入札にかけて、集荷手数料や漁連の販売手数料、集荷経費等を差し引いて、個人組合員の口座に振り込む。

ワカメの場合、ボイル加工し入札される。等級別にも分けられる。個人の名前と浜別の区分され、県漁連の入札にかけられる。

協業化だと、収益分配は各地区によって異なる。協業化の範囲とも関連することで、地区で収益分配を決めてもらう。

5　ホタテ養殖の復旧

（1）ホタテ養殖の状況

ホタテ養殖施設は、震災前が 812 台で、その7割復旧を目指し整備したが、養殖資材の遅れから施設の完成が遅れ、さらに北海道からの半成貝の購入も遅れて、厳しい状況での再開となった。

復旧の優先順位としては、ワカメ、ホタテ、ホヤの順で進め、ホヤは3～4年かかる。漁業形態としては、ワカメ専業、ワカメとホヤ兼業、ホタテ専業・ホヤ専業に分かれている。

（2）協業化に向けた調整

ホタテとホヤで、協業化の方法も異なる。作業の協業化についても、地区養殖組合で決めてもらう。協業化の方法は、地区によっても、養殖の種類でも異なる。

養殖区画の変更は2年ごとに行う。これにあたり養殖施設の希望台数を取りまとめ、2年に1回、ワカメ、ホタテ、ホヤの養殖区画の見直しと施設の配分調整を行っている。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

共同利用漁船は4～5トンのディーゼル船で、共同利用で着手する。ホタテは、全量共販であり、10 日ごとに入札がある。

6 定置網漁業の復旧

(1)被災と復旧状況

R漁協管内には5カ統の定置網がある。このうち、漁協の定置は2カ統である。いずれも漁協と定置漁業組合の共同経営であり、漁協の持ち分がある。このほか、地区の任意組合が経営する定置網が1カ統ある。

定置網2カ統のうち、側桁の損傷が比較的少ない定置から復旧作業をおこない、7月中旬から操業した。定置を敷設する資材も失われ、破損が激しい定置は、秋サケ漁にあわせて復旧作業を進めた。

(2)共同経営定置漁業の運営

定置網漁業は、地域における雇用の場の確保や後継者の育成という意義もある。乗組員は、地元に住所を有している組合員の子弟に限定している。

定置網の配当は、漁協の持ち分については、漁協の取り分となり、最終的に出資配当の形で、組合員に還元される。定置漁業組合持ち分については、約 450 名の定置漁業組合員に対する、直接の配当金となる。定置漁業組合は、任意組合であるが、ほとんど漁協の組合員と重複している。

定置漁業経営委員会は、漁協理事と定置組合役員で構成される。特別会計になっており、出資金を出してもらい、設備等の購入をおこなっている。

7 復旧・復興に向けた課題

(1)先行きの見通し

現在の復旧事業もずれ込んでいる状況にある。今後、復旧に必要な事業がないとなると、漁業者に深刻な影響が出ることが懸念される。震災復旧には、相当な期間を要するという認識を関係者が共有し、特に、漁船取得の期限については、延長措置が不可欠である。その意味で、復旧事業ごとに何年間継続するという先行きの見通しを示し、震災復旧を全力で支援してほしいというのが現地の願いである。

(2)漁協の復旧

漁協の施設の復旧は、これからという段階である。販売事業は現状、収入がない。購買も漁業が復旧しないと伸びない。漁協の本所ビルも津波に飲み込まれた。2～3年は、漁協は厳しさを覚悟しなくてはならない状況にある。

漁協は、漁業者の共助の拠点である。地域の漁業の復興に、漁協はなくてはならないものであり、漁協の復旧が重要である。

8 おわりに

災害復旧の基本的な考え方は、現状復旧である。震災前に戻すというのが大前提になくてはな

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

らない。組合員は、漁業での収入がなくなっている。漁業の1日も早い復旧が不可欠である。

厳しい局面にあたり、R漁協では、組合員の結束をはかり、地域のことは地域で守るという共助の精神で、難局を乗り越える取組みを進めている。特に、共同経営の伝統が、組合員の合意形成を円滑にし、協業化で早期に復旧をはかることを可能にしている。そこに漁協らしい復旧の原点があるといえよう。

（こうのす　ただし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。